

令和3年11月5日開催

箕輪町農業委員会第9回総会

会 議 録

1 開催日時 令和3年11月5日(金) 午後2時15分から午後3時30分

2 開催場所 役場3階講堂

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 英人

事務局次長 唐澤 智大

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
- 日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について

次 長 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 本日はお疲れ様です。この後の予定が混んでおりますので早めに始めます。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第9回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は22人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、10月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局 第8回総会を10月6日水曜日に開催しました。
午前9時から審議案件現地確認を鈴木会長・春日会長代理・金澤農地部長・櫻井委員・井口委員で行いました。
午後1時30分から役員会を役場202会議室、

午後3時00分から総会を産業支援センターみのわで開催しました。
農地法第3条の案件1件、第4条の案件1件、第5条の案件7件については、総会後7日付けで許可書を交付しました。
農地法第5条の案件1件については保留としました。
令和3年度長野県農業委員会女性協議会上伊那支部活動役員打合せが10月11日
日月曜日 午後2時～午後3時 伊那合同庁舎5階 501・501会議室で開催され、原委員が出席し支部研修会等について協議をしました。
農地あっせん会議が10月14日木曜日 午後1時30分から、現地、役場203会議室で開催され、金澤農地部長・藤森委員が出席しました。
農地部会が10月22日金曜日 午後6時から役場202会議室で開催され、農地部会委員・会長・代理が出席し、人・農地プランについて協議しました。
全国農業新聞推進に係る県農業会議訪問、意見聴取が11月4日木曜日 役場201会議室で開催され、会長が出席しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

18番 小野 健一朗 委員 19番 小松 孝寿 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は東箕輪〇〇番(田)〇〇㎡、東箕輪〇〇番(田)〇〇㎡、
東箕輪〇〇番(田)〇〇㎡ 合計〇〇㎡。

農振地域内で 売買価格は 坪 〇〇円です。

譲渡人は 〇〇氏、

譲受人は 〇〇氏です。

譲受人は米の作付を予定しています。

2件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 東箕輪〇〇番(畑)〇〇㎡

農振地域外で 売買価格は 坪 〇〇円です。

譲渡人は ○○氏、
譲受人は ○○氏です。
譲受人はナス、トマトの作付を予定しています。

3件目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は ○○地区○○ (畑) ○○m²
農振地域内です。
譲渡人は ○○氏、
譲受人は ○○氏です。
譲受人は野菜の作付を予定しています。

4件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪○○ (畑) ○○m²
農振地域外で 売買価格は 坪 ○○円です。
譲渡人は ○○氏、
譲受人は ○○氏です。
譲受人は野菜、花の作付を予定しています。

5件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪○○番 (畑) ○○m²
農振地域外で 売買価格 坪 ○○円です。
譲渡人は ○○氏、
譲受人は ○○氏です。
譲受人はそばの作付を予定しています。

6件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪○○番 (田) ○○m²
農振地域外で 売買価格は 坪○○円です。
譲渡人は ○○氏、
譲受人は ○○氏です。
譲受人は米の作付を予定しています。

7件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪○○番 (田) ○○m²
農振地域外で 売買価格は 坪○○円です。
譲渡人は ○○氏、
譲受人は ○○氏です。

譲受人は米の作付を予定しています。

8件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番(畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇
(田) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡。
農振地域内で 売買価格は 坪〇〇円です。
譲渡人は 〇〇氏、
譲受人は 〇〇氏です。
譲受人は野菜、米の作付を予定しています。

9件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡
農振地域外で 売買価格は 坪〇〇円です。
譲渡人は 〇〇氏、
譲受人は 〇〇氏です。
譲受人は野菜の作付を予定しています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1、2番案件、金澤委員。

金澤委員 金澤です。管財人を通しての案件です。事務局の説明のとおりです。

議 長 3番案件、藤澤委員。

藤澤委員 藤澤です。10月11日に説明を受けました。よろしく申し上げます。

議 長 4番案件、小野委員。

小野委員 小野です。事務局の説明のとおりです。特に問題ないと思います。

議 長 5、8番案件、唐澤稔委員。

唐澤稔委員 唐澤です。5番は10月13日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。
申請の際、来年の春から耕作をすること、車を処分することについて確約をしました。
8番は9月20日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 6、7番案件、藤森委員。

藤森委員 藤森です。6番、7番とも代理人から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議 長 9番案件、原委員。10月17日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。特に問題はないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。通路に伴う申請です。
対象農地は 東箕輪〇〇 (田) 〇〇㎡ 2種農地です。
申請者は 〇〇氏です。
隣接する住宅地に農業用倉庫を建設するにあたり、上記土地を通らないと町道
753号線に出入りができないため申請を行います。

2件目の案件です。共同住宅に伴う申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇 (田) 〇〇㎡ 3種農地です。
申請者は〇〇氏です。
健康上の問題から農地として維持しきれず、一部について転用し共同住宅を経営
し収益を図りたいと考え申請をしました。

3件目の案件です。住宅用地に伴う申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇 (田) 〇〇㎡、中箕輪〇〇
(田) 〇〇㎡ 合計 〇〇㎡ 2種農地です。

申請者は 〇〇氏です。

当該農地には〇〇氏の住宅が建っていますが、昭和40～50年代頃の建設で当時転用許可を取らずに建ててしまいました。

平成30年に〇〇氏の息子の〇〇氏が相続で当該土地を取得しまして、今回、〇〇氏の住宅を建てるにあたり、転用許可申請を行うものです。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件は、私鈴木です。
詳細は事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。

議 長 2番案件、小野委員。

小野委員 小野です。事務局から説明のあった通りです。特に問題ないと思います。

議 長 3番案件、唐澤金実委員。

唐澤金実委員 唐澤です。事務局から説明のあった通りです。かなり以前から家が建っていました。ここで申請をするものです。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買での所有権移転による駐車場・店舗住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡、中箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡ 合計〇〇㎡

2種農地で 売買価格は 坪 〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏、譲渡人は 岡谷市 〇〇氏です。

土地所有者は昭和56年に住宅用地として5条転用許可を受け、岡谷市から転居の計画でしたが、資金の都合から断念しました。

譲受人は現在妻の父親所有の住宅に住んでいますが、住宅の老朽化と家族が増えて手狭になりました。また妻が美容室を開店したいので、店舗併用住宅を建築し、店舗の駐車場を造成したいということで今回申請をしました。

2件目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地(庭・自家用駐車場)の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番(畑) 〇〇㎡ 2種農地です。

売買価格は 〇〇番地の住宅と合わせ〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏、

譲渡人は 長野市 〇〇氏です。

譲受人は現在隣接する〇〇番地で親と同居していますが、申請地とともに〇〇番地の土地、中古住宅を買って住みたいため申請をしました。

3件目の案件です。売買での所有権移転による建売住宅の申請です。

対象農地は中箕輪〇〇(田) 〇〇㎡ 2種農地です。

売買価格は 坪 3万円です。

譲受人は 駒ヶ根市 株式会社〇〇、譲渡人は 埼玉県 〇〇氏です。

計画は木造二階建て3棟です。

譲渡人は当該地の維持管理が困難であり、今後の生活資金として土地の売却を決めました。

4件目の案件です。売買での所有権移転による住宅敷地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(畑) 〇〇㎡ 2種農地です。

売買価格は 坪〇〇円です。

譲受人は ○○氏、譲渡人は ○○氏です。

本申請地は土地所有者所有の宅地に隣接しており、今般宅地部分を合わせて売却する予定です。

5件目の案件です。売買での所有権移転による建売住宅の申請です。

対象農地は 東箕輪○○ (畑) ○○㎡ 2種農地で

売買価格は 坪 ○○円です。

譲受人は 松本市 株式会社○○、

譲渡人は 諏訪市 ○○氏です。

計画は木造二階建て2棟です。家庭菜園付です。

譲渡人は当該地の維持管理が困難であり、今後の生活資金として土地の売却を決めました。

6件目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請です。

対象農地は 中箕輪○○ (畑) ○○㎡、中箕輪○○

(畑) ○○㎡ 合計○○㎡ 2種農地で

売買価格は 坪 ○○円です。

譲受人は 愛知県 株式会社○○、

譲渡人は 辰野町 ○○氏です。

譲渡人は年齢的に当該農地の耕作や管理ができない状態です。

荒廃地のまま草刈りのみ行っている状態でした。

譲受人は日射量が多く、送電線の要領にも余裕がありこの場所を選定しました。

30アールを超える案件であり、町の承認のほか11月10日に行われる県審議会での審議が必要です。

(本件はこの後、申請者から取下げ依頼があり、再申請の上1月に許可となりました。)

7件目の案件です。売買での所有権移転による太陽光発電施設の申請です。

対象農地は ○○地区○○ (畑) ○○㎡、○○地区○○ (畑) ○○㎡

合計○○㎡ 2種農地で

売買価格は 坪 ○○円です。

譲受人は 群馬県○○株式会社、

譲渡人は ○○氏です。

10月総会の保留案件です。先ほど総会開始前に事業者からの聞き取りを行いました。周辺住民の同意書がまだ出てきていません。先ほど聞き取りで確認したところ本日、計画書を持ってきていないとのことでした。総会でのご審議をお願いします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
 (地区担当委員説明)
- 議 長 1 番案件、大槻委員。
- 大槻憲治委員 大槻です。事務局の説明のとおりです。問題ありません。
- 議 長 2 番案件、赤沼委員。
- 赤沼委員 赤沼です。10月17日に説明を受けました。
 ずっと使用していらしたので問題ないと思います。
- 議 長 3 番案件、唐澤健二委員。
- 唐澤健二委員 唐澤です。10月14日に説明を受けました。
 事務局の説明のとおりです。問題ありません。
- 議 長 4 番案件、藤田委員。
- 藤田委員 藤田です。10月4日に説明を受けました。
 事務局の説明のとおりです。問題ありません。
- 議 長 5 番案件、金澤委員。
- 金澤委員 事務局の説明のとおりです。10月18日に説明を受けました。
 特に問題ないと思います。
- 議 長 6 番案件、唐澤金実委員。
- 唐澤金実委員 唐澤です。若干傾斜のあるところですが。
 雨水の管理をできるか確認したところ、業者へ問い合わせる、とのことでした。
- 議 長 7 番案件は先ほどの意見聴取と10月に説明済ですので割愛します。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより1番から6番案件について質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

議 長 私のほうから6番案件について、住宅が近くにあたりしますが、近隣住民の
同意については大丈夫でしょうか。

事務局 同意書は確認できています。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第3号の1番から6番案件について原案のとおり決定することにご異議ご
ざいませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号の1番から6番案件は、原案のとおり認めることに決定いた
しました。
7番案件ですが、皆さんからのご意見ご質問あれば挙手をお願いします。

〇〇委員 計画書が確定していないようですので、それをもらってから協議すべきでは。

議 長 それでは議案第3号の7番案件について保留か許可か2択としたいと思います
がよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

それでは議案第3号の7番案件について保留と思う方は挙手をお願いします。
（農業委員13人挙手）

続いて許可と思う方は挙手をお願いします。
（挙手なし）

採決の結果、議案第3号の7番案件については前回と同じで保留ということに
決定いたしました。申請者から必要な書類の提出を待ちます。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

64ページは、総括表となります。

田 5,369㎡ 畑 75,578㎡ 合計 80,947㎡

65ページからは、貸し手の状況となります。

70ページからは、借り手の状況となります。

始期は令和3年11月9日か、終期は令和8年と令和13年のそれぞれ12月31日です。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議お願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。
なお、本件の当事者である委員の発言はお控えください。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。
続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

74ページは、総括表となります。

田 33, 566㎡ 畑 22, 342㎡ 合計55, 908㎡

75ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

なお、本件の当事者である委員の発言はお控えください。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

86ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。17件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

なお、本件の当事者である委員の発言はお控えください。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

91ページをお開きください。

相続により農地を取得しました届出の受付分になります。

全部で7件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。

95ページをお開きください。

農機具収納施設に伴う申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇(田) 〇〇㎡ 2種農地で

申請者は 〇〇氏です。

対象農地のうち〇〇㎡へ農機具収納倉庫1棟を設置します。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。

この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第10 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明い

たします。

99ページ~のとおりとなっております。

〇〇氏から公社へ売買の案件となります。

報告第4号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 報告第4号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。
なお、本件の当事者である委員の発言はお控えください。

議 長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の予定された審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にか
けたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

唐澤稔委員 議案第5号の10番案件について木を植えるということになっているが、良いの
か。

唐澤俊秀委員 現状としては木を植えてあると思ひます。

議 長 次回、現地確認をする必要があるか。

事務局 確認をしたいと思ひます。

議 長 先ほど決定してしまいましたが、議案第5号の10番に関しては撤回して保留と
いう意見がありました。
議案第5号については1番から9番までを認め、10番は保留ということによ
ろしいでしょうか。
（「異議なし。」の声あり）

議 長 議案第5号については1番から9番までを認め、10番は保留とします。
次回現地確認をして再協議します。
他にはありませんでしょうか。

唐澤金実委員 相続の件について。他県にいる人が農地を管理できるのか。

議 長 この件については協議会等の場で協議したい。
他にありませんでしょうか。ないようですのでこれで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

18 番

19 番
